



栃木県公報

令和元（2019）年
7月16日（火）
第21号

目 次

告 示

- 県営土地改良事業計画変更の決定…………… 223
- 道路の区域の変更…………… 223
- 道路の供用開始…………… 224

公 告

- 公共測量の実施…………… 224
- 同…………… 225
- 公共測量の終了…………… 225
- 都市計画の構想に関する公聴会の開催…………… 225

選挙管理委員会

- 公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の取消し…………… 226

告 示

栃木県告示第151号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和元（2019）年 7月16日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	審 査 請 求 期 限	所轄農業振興事務所
県営那須北（上川漆塚）地区土地改良（農業用排水施設）事業	令和元（2019）年 7月17日から同年 8月14日まで	令和元（2019）年 8月29日	那須農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年 7月16日から同年 8月14日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年 7月16日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 大沢宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
198	前	宇都宮市新里町丙字栗谷1236-1 から 宇都宮市新里町丙字茅畑1154-2 まで	11.1～21.5	526.7	
	後	宇都宮市新里町丙字栗谷1236-1 から 宇都宮市新里町丙字茅畑1154-2 まで	15.0～28.0	526.7	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 益子公園線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
262	前	芳賀郡益子町大字益子757-1 から 芳賀郡益子町大字益子364-1 まで	5.8～17.8	835.5	
	後	芳賀郡益子町大字益子757-1 から 芳賀郡益子町大字益子364-1 まで	12.8～22.1	835.5	

栃木県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元(2019)年7月16日から同年8月14日まで一般の縦覧に供する。

令和元(2019)年7月16日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
166	一般県道 西田井二宮線	真岡市高田1809-1 から 真岡市高田1838-10まで	令和元(2019)年 7月16日
166	一般県道 西田井二宮線	真岡市物井1836-20から 真岡市高田3977まで	令和元(2019)年 7月16日
166	一般県道 西田井二宮線	真岡市物井892から 真岡市鹿563まで	令和元(2019)年 7月16日
207	一般県道 高田筑西線	真岡市反町379から 真岡市高田3938まで	令和元(2019)年 7月16日
207	一般県道 高田筑西線	真岡市高田3977から 真岡市高田4196-2まで	令和元(2019)年 7月16日

(道路保全課)

公 告

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芳賀農業振興事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年7月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
市貝町椎谷地内
- 3 作業期間
令和元（2019）年7月8日から令和2（2020）年3月13日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿沼市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年7月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（数値図化、地図編集）
- 2 作業地域
鹿沼市都市計画区域内
- 3 作業期間
令和元（2019）年6月24日から令和2（2020）年1月24日まで

○公共測量の終了

平成30（2018）年11月2日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、真岡市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年7月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（MMS計測、地図編集）
- 2 作業地域
真岡市内市道（市道補正対象区間）
- 3 作業期間
平成30（2018）年8月22日から平成31（2019）年3月22日まで

（監理課）

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、大田原都市計画道路3・4・1号中田原美原線の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所及び大田原市建設水道部都市計画課において令和元（2019）年7月16日から同月30日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

令和元（2019）年7月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和元（2019）年 8 月 9 日（金）午後 7 時から
- (2) 場所
大田原市中央 1 丁目 3 番 15 号
トコトコ大田原

2 都市計画の構想
都市計画の変更に係る構想

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との 交 差 の 構 造
幹線街路	3・4・1	中田原 美原線	大田原 市中田 原	那須塩 原市一 区町	大田原 市山の 手 1 丁 目	約 4,760m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交 差 8 箇所

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県大田原土木事務所企画調査部企画調査課（電話0287-23-5882）に問い合わせること。

（都市計画課）

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、告示する。

令和元（2019）年 7 月 16 日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

選挙管理委員会名	取り消した施設の名称	取り消した施設の所在地
真岡市選挙管理委員会	真岡市山前農村環境改善センター	真岡市小林935- 1
	真岡市中村農村環境改善センター	真岡市中247
	真岡市大内農業構造改善センター	真岡市飯貝529